

様式第9 法第49第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）及び第50条第1項関係
(農地転用の許可)

農地法（計画区域において4ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	浪江競走馬トレーニングセンター事業	末森地区	株式会社Blooming Stables

図面記号							
X							
1 当事者の住所等 (※1)	当事者の別	氏 名		住 所			
	譲受人	株式会社 Blooming Stables		東京都中央区日本橋人形町 一丁目12番1号			
	譲渡人	別紙1		のとおり			
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積 (m ²)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)	土地利用区分
			登記簿	現 況			
			別紙2	- 1、 2 - 2	のとおり		
	計	別紙2-1 (所有権-移転) 別紙2-2 (地上権-設定)	184,045m ² 181,109m ² 10,430m ² 194,475m ²	93,136m ² (田: 90,200m ² 畑: 90,909m ²) 95,316m ² (田: 2,180m ² 畑: 8,250m ²)			
			合計 191,539m ² (田: 92,380m ² 畑: 99,159m ²)				
3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、 移転の別	権利の設定、 移転の時期	権 利 の 存続期間	その他の		
	所有権	移転	復興整備計画公表 後	永年			
	地上権	設定	復興整備計画公表 後	30年			
4 転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> 農地に盛土を行うが、用排水系統の機能を代替するため、周辺の農地の営農条件や水路管理に支障は生じない。 整備により、一部のため池、水路を廃止することになるが、関係者との協議済みであり、周辺の農地の営農条件や水路管理に支障は生じない。 これらのことについて、浪江町農業委員会及び請戸川土地改良区とは協議済みである。 						